

川西市個人情報保護条例の整備について

平成27年5月

I 【川西市個人情報保護条例の改正内容の要点及び概要】

○ 番号法制定に伴う定義規定及び用語の整理	1
○ 番号法第31条に係る措置について	1
○ 死者の特定個人情報に係る保護措置及び開示等請求について	3
○ 川西市個人情報保護審議会に係る所掌事務規定について	3

II 【川西市個人情報保護条例新旧対照表】 4**※用語の説明**

・番号法

…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

・特定個人情報

…個人番号（住民票コードを変換して作成された12桁の番号）をその内容に含む個人情報

・情報提供ネットワークシステム

…行政機関の長、情報照会者、情報提供者等の使用に係る電子計算機を相互に接続し、特定個人情報の提供を管理するために総務大臣が設置・管理するシステム

・情報提供等記録

…情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の授受を行った際の、情報照会者、情報提供者、日時、特定個人情報の項目等の記録

・特定個人情報ファイル

…一定の事務の目的を達成するために特定個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物

I 【川西市個人情報保護条例の改正内容の要点及び概要】

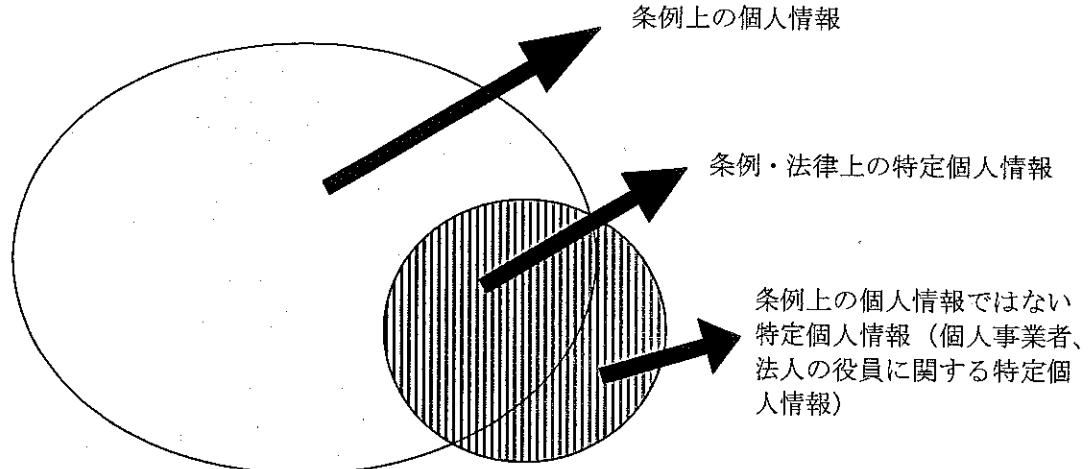
○ 番号法制定に伴う定義規定及び用語の整理（第2条、第17条関係）

番号法において規定された特定個人情報及び情報提供等記録といった用語の定義について、条例においても同様の定義規定を設けるとともに、条例上の「個人情報」と番号法上の「個人情報」との差異を解消するための措置を講じます。

【説明】

番号法第2条において特定個人情報を、同法第23条において情報提供等記録をそれぞれ規定しており、条例においてもそれらの規定を第2条において設けることとしています。また、条例上の個人情報では、個人が営む事業に関して記録された当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報については、個人情報から除かれている一方で、番号法上の個人情報では、それらも個人情報に含まれることから、第2条及び第17条において必要な用語の整理を行っています。

参考



○ 番号法第31条に係る措置について

(第10条、第10条の2、第10条の3、第17条、第29条、第29条の2、第43条関係)

番号法第31条では、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保や、地方公共団体が保有することとなる特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとしており、その対応を地方公共団体に求めています。この趣旨を踏まえ、特定個人情報の取扱い等に係る規定の整備を行います。

【説明】

番号法第29条及び第30条では、行政機関個人情報保護法を読み替えて適用し、行政機関の保有することとなる特定個人情報に関する保有個人情報について、その取扱いを規定しています。また、番号法第31条では、これらの規定と同様の措置を地方公共団体に対して求めているため、これを踏まえて、本市条例においても以下の措置を講ずるものとします。

(1) 特定個人情報及び情報提供等記録の利用の制限

特定個人情報を目的外利用できる場合について、「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限っています。

(2) 特定個人情報の実施機関相互間での利用及び実施機関以外のものへの提供の制限

特定個人情報の実施機関相互間での利用及び実施機関以外のものへの提供を原則として禁止し、番号法第19条各号に規定する場合のみ提供することができる規定とします。

(3) 特定個人情報の開示等請求について

特定個人情報について、本人の委任による代理人についても開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求することができる規定とします。

(4) 情報提供等記録の開示及び訂正請求等について

情報提供等記録に関する保有個人情報について、本人の委任による代理人についても開示及び訂正の請求をすることができる規定とします。

(5) 利用停止請求における請求該当事項の追加

実施機関が特定個人情報を番号法の規定に違反して目的外利用をしている場合、特定個人情報の収集等の制限（番号法第20条）及び特定個人情報ファイルの作成の制限（番号法第28条）に違反している場合に、利用の停止、消去及び提供の停止を請求することができる規定とします。ただし、情報提供等記録については、番号法の規定と同様に、利用停止請求を認めません。

(6) 他法令等との調整規定の適用除外等

他の法令において本条例の開示の実施方法と同一の開示の実施方法が定められている場合であっても、本条例による開示の実施をすることができる規定とします。

○死者の特定個人情報に係る保護措置及び開示等請求について(第17条関係)

実施機関が保有すこととなる死者の特定個人情報についても、通常の個人情報と同様に一定の範囲の者に開示等請求を認めることとします。

【説明】

条例では、死者の個人情報も個人情報の定義に含めて運用しており、保護の対象としています。また、それに伴い、死者の個人情報についても、配偶者であった者や相続人等の一定範囲の者に開示等請求を認めています。そこで、特定個人情報についても、個人情報と同様に保護の対象とし、一定範囲の者には、実施機関に対して開示等請求を認めるものとします。

○川西市個人情報保護審議会に係る所掌事務規定について(第41条関係)

番号法制定に伴い、今後、特定個人情報保護評価書の第三者点検などを実施する可能性があるため、条例改正に合わせ、審議会に係る所掌事務規定の追加を行います。

【説明】

番号制度導入に伴い、特定個人情報ファイルを保有する場合には、情報漏えい等に対するリスク対策を事前に自ら評価し、公表する制度として、特定個人情報保護評価の実施が求められています。

また、特定個人情報保護評価のうち、30万人以上の特定個人情報ファイルを保有するときや、10万人以上の特定個人情報ファイルを保有する場合で、過去に漏えい等の事故を発生させたときは、個人情報に関する有識者による第三者点検を行うことが法令で定められています。この第三者機関による点検を川西市個人情報保護審議会にて対応していただくため、所掌事項に追加するものです。

II 【川西市個人情報保護条例新旧対照表】

	現行	改正後（案）
○川西市個人情報保護条例	平成6年6月24日 条例第16号 改正 平成11年 3月31日条例第 3号 平成12年 3月29日条例第 4号 平成12年12月25日条例第29号 平成15年 3月31日条例第 3号 平成17年 9月29日条例第17号 平成18年 3月27日条例第 2号 平成21年 3月27日条例第 1号 平成22年 3月29日条例第 3号 平成22年12月22日条例第25号	○川西市個人情報保護条例 平成6年6月24日 条例第16号 改正 平成11年 3月31日条例第 3号 平成12年 3月29日条例第 4号 平成12年12月25日条例第29号 平成15年 3月31日条例第 3号 平成17年 9月29日条例第17号 平成18年 3月27日条例第 2号 平成21年 3月27日条例第 1号 平成22年 3月29日条例第 3号 平成22年12月22日条例第25号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 実施機関の義務(第7条—第16条)
- 第3章 開示、訂正及び利用停止の請求等(第17条—第29条の4)
- 第4章 救済の手続(第30条—第38条)
- 第5章 削除
- 第6章 個人情報保護審議会(第41条)
- 第7章 雜則(第41条の2—第45条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人にに関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、個人が當む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (4) 實施機関 市長、教育委員会、選管委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。

- (5) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法

第1章 総則

(目的)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人にに関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、個人が當む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (4) 實施機関 市長、教育委員会、選管委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。

- (5) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法

人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(5) 公文書 川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第2条第2号に規定する公文書をいう。

(6) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行わられる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図面の内容を記録するための処理その他これらに類する処理を除く。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関する必要な措置を講じなければならない。
2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関する必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(出资法人の責務)

第5条 市が出资する法人のうち規則で定めるもの(以下「出资法人」という。)は、この条例の規定に基づく市の個人情報保護施策に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。
2 実施機関は、出资法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(6) 本人 個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(7) 公文書 川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第2条第2号に規定する公文書をいう。

(8) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行わられる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図面の内容を記録するための処理その他これらに類する処理を除く。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関する必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関する必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(出资法人の責務)

第5条 市が出资する法人のうち規則で定めるもの(以下「出资法人」という。)は、この条例の規定に基づく市の個人情報保護施策に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。
2 実施機関は、出资法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

3	出資法人は、開示の申出に係る回答に対して異議の申出があつたときは、実施機関に対し、助言を求めることができる。	3	出資法人は、開示の申出に係る回答に対して異議の申出があつたときは、実施機関に対し、助言を求めることができる。
4	前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要と認めるときは第33条第1項に規定する川西市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聞くことができる。	4	前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要と認めるときは第33条第1項に規定する川西市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聞くことができる。
	(市民の責務)		(市民の責務)
第6条	市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。	第6条	市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
	(市民の責務)		(市民の責務)
第2章	実施機関の義務	第2章	実施機関の義務
	(取扱いの制限)		(取扱いの制限)
第7条	実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱つてはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。)に基いて取り扱うとき、又は第41条第1項に規定する川西市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞いた上で正當な行政執行のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。	第7条	実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱つてはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。)に基いて取り扱うとき、又は第41条第1項に規定する川西市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞いた上で正當な行政執行のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。
(1)	思想、信条及び宗教	(1)	思想、信条及び宗教
(2)	人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれのある事実	(2)	人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれのある事実
(3)	犯罪歴	(3)	犯罪歴
	(収集の制限)		(収集の制限)
第8条	実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、収集しなければならない。	第8条	実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、収集しなければならない。
2	実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により	2	実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により

収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (2) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示に基づき収集するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
- (5) 番議会の意見を聽いた上で、本人から収集することにより、事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認めて収集するとき。

4 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、番議会の意見を聽いた上で必要がないと認められる場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

(個人情報取扱事務の登録)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日

収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (2) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示に基づき収集するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
- (5) 番議会の意見を聽いた上で、本人から収集することにより、事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認めて収集するとき。

4 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、番議会の意見を聽いた上で必要がないと認められる場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。

(個人情報取扱事務の登録)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日

(5) 個人情報の対象者の範囲	(5) 個人情報の対象者の範囲
(6) 個人情報の項目名及び第7条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときはその理由	(6) 個人情報の項目名及び第7条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときはその理由
(7) 個人情報の収集先	(7) 個人情報の収集先
(8) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨	(8) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
(9) 第13条第2項により個人情報を提供するときは、その旨	(9) 第13条第2項に規定する電子計算機の結合により個人情報を提供するときは、その旨
2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするとときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするとも、また、同様とする。	2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするとときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするとも、また、同様とする。
3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であつた者に関する個人情報取扱事務及び国又は他の地方公共団体の職員に関する個人情報取扱事務で専らその職務の遂行に関するものについては、適用しない。	3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であつた者に関する個人情報取扱事務及び国又は他の地方公共団体の職員に関する個人情報取扱事務で専らその職務の遂行に関するものについては、適用しない。
4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。	4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならぬ。	5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならぬ。
	(利用及び提供の制限)
第10条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条及び第11条において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的で個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	第10条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条及び第11条において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的で個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(1) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき。	(1) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき。

- (2) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示に基づき利用し、又は提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ない必要があると認めてもうけるとき。
- (4) 番議会の意見を聽いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めて利用し、又は提供するとき。
- 2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により個人情報を利用し、又は提供したときは、番議会の意見を聞いて必要がないと認めると本人に通知しなければならない。

- (2) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示に基づき利用し、又は提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めてもうけるとき。
- (4) 番議会の意見を聽いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めて利用し、又は提供するとき。
- 2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により個人情報を利用し、又は提供したときは、番議会の意見を聞いて必要がないと認めると本人に通知しなければならない。
- (特定個人情報の利用の制限)
- 第10条の2 実施機関は、第8条第1項の規定により明確にされた事務の目的以外の目的で特定個人情報を利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかるらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人への同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、事務の目的以外の目的で特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を利用することができる。
- (特定個人情報の提供の制限)
- 第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。
- (提供先に対する措置要求)
- 第11条 実施機関は、前条第1項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な

扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第12条 実施機関は、第7条に規定する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。

(電子計算機の結合による提供の禁止)

第13条 実施機関は、通信回線等による電子計算機の結合により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるととき。

2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により電子計算機の結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。その内容を変更しようとするときも、また、同様とする。

(安全・適正管理)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、損傷、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確實に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第12条 実施機関は、第7条に規定する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。

(電子計算機の結合による提供の禁止)

第13条 実施機関は、通信回線等による電子計算機の結合により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるととき。

2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により電子計算機の結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。その内容を変更しようとするときも、また、同様とする。

(安全・適正管理)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、損傷、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確實に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務及びこれに伴う事務を実施機関以外のものに委託(個人情報を取り扱う公の施設の管理に係る地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を含む。以下同じ。)をしようとするときは、当該事務に係る個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

- 第16条 実施機関から前条に規定する事務の処理の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、損傷、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事務の処理に従事している者又は従事していた者は、その事務に開いて知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求等

(個人情報の開示を請求できる者)

- 第17条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章及び次章において同じ。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)又は実施機関が特別の理由があると認めめた任意代理人(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。
- 3 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り開示請求することができる。
- (1) 死者の法定代理人であつた者
- (2) 相続人(財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人で

第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務及びこれに伴う事務を実施機関以外のものに委託(個人情報を取り扱う公の施設の管理に係る地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を含む。以下同じ。)をしようとするときは、当該事務に係る個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

- 第16条 実施機関から前条に規定する事務の処理の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、損傷、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事務の処理に従事している者又は従事していた者は、その事務に開いて知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求等

(個人情報の開示を請求できる者)

- 第17条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章及び次章において同じ。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)又は実施機関が特別の理由があると認めめた任意代理人(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。
- 3 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り開示請求することができる。
- (1) 死者の法定代理人であつた者
- (2) 相続人(財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人で

- ある死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に
限る。)
- (3) 死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事
実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)、子又は父母(診療録
等及び慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以
外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。)
- (4) 前3号に掲げる者のほか、審査会の意見を聴いた上で、死者に代わ
って開示請求をすることができると実施機関が認めた者
(開示をしないことができる個人情報)
- 第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに
該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。
- (1) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明
示の指示により、本人に開示することができないとされているもの
- (2) 開示請求の対象となつた個人情報に開示請求をした者以外の個人
に関する個人情報が含まれる場合で、開示することにより、当該個
人の正当な利益を害すると認められるもの
- (3) 開示請求の対象となつた個人情報に法人等に関する情報又は事業
を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合で、開示するこ
とににより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の地位その他正
当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健
康、財産又は生活を保護するため開示することが必要であると認め
られる情報を除く。
- (4) 個人の評価、診断、判定、指導等に関する個人情報で、本人に知
らせないことが適当であると認められるもの
- (5) 開示することにより、実施機関の公正かつ適正な行政の執行に著
しい支障を生ずることが明らかであると認められるもの

- ある死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に
限る。)
- (3) 死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事
実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)、子又は父母(診療録
等及び慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以
外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。)
- (4) 前3号に掲げる者のほか、審査会の意見を聴いた上で、死者に代わ
って開示請求をすることができると実施機関が認めた者
(開示をしないことができる個人情報)
- 第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに
該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。
- (1) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明
示の指示により、本人に開示することができないとされているもの
- (2) 開示請求の対象となつた個人情報に開示請求をした者以外の個人
に関する個人情報が含まれる場合で、開示することにより、当該個
人の正当な利益を害すると認められるもの
- (3) 開示請求の対象となつた個人情報に法人等に関する情報又は事業
を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合で、開示するこ
とににより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の地位その他正
当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健
康、財産又は生活を保護するため開示することが必要であると認め
られる情報を除く。
- (4) 個人の評価、診断、判定、指導等に関する個人情報で、本人に知
らせないことが適当であると認められるもの
- (5) 開示することにより、実施機関の公正かつ適正な行政の執行に著
しい支障を生ずることが明らかであると認められるもの

(個人情報の部分開示)

(個人情報の部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいづれかに該当する個人情報とそれ以外の個人情報がある場合において、当該該当する個人情報とそれ以外の個人情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該該当する個人情報に係る部分を除いて開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第18条各号に掲げる情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに審査会に対し、その旨を報告しなければならない。

(開示請求の方法)

第21条 第17条の規定により開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に対して提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示請求をしようとする者が法定代理人等であるときは、本人の氏名及び住所
 - (3) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自分が当該開示請求に係る個人情報の本人、法定代理人等又は第17条第3項各号に定める者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいづれかに該当する個人情報とそれ以外の個人情報がある場合において、当該該当する個人情報とそれ以外の個人情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該該当する個人情報に係る部分を除いて開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第18条各号に掲げる情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに審査会に対し、その旨を報告しなければならない。

(開示請求の方法)

第21条 第17条の規定により開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に対して提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示請求をしようとする者が法定代理人等であるときは、本人の氏名及び住所
 - (3) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自分が当該開示請求に係る個人情報の本人、法定代理人等又は第17条第3項各号に定める者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

<p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるとときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関する必要な事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(第20条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定(以下「非開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は非開示決定をした旨の通知をする場合には、その理由(開示請求に係る個人情報が第18条各号に掲げる情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときにあっては、その理由及びその時期)を付記しなければならない。</p>
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第23条 実施機関は、開示請求書が市に提出された日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示決定又は非開示決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、第21条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関する必要な事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(第20条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定(以下「非開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は非開示決定をした旨の通知をする場合には、その理由(開示請求に係る個人情報が第18条各号に掲げる情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときにあっては、その理由及びその時期)を付記しなければならない。</p>

2 実施機関は、次条の規定による意見書の提出の機会を与えたものからの当該意見書の提出が遅れている場合その他のやむを得ない理由により、前項の期間内に開示決定等をすることができない場合においては、開示請求書が市に提出された日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が含まれる公文書に市、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該開示請求に係る個人情報が含まれる公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の場合において第三者に関する情報が人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が含まれる公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えない場合は、この限りならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由

2 実施機関は、次条の規定による意見書の提出の機会を与えたものからの当該意見書の提出が遅れている場合その他のやむを得ない理由により、前項の期間内に開示決定等をすることができない場合においては、開示請求書が市に提出された日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が含まれる公文書に市、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該開示請求に係る個人情報が含まれる公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の場合において第三者に関する情報が人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が含まれる公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えない場合は、この限りならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由

並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(個人情報の開示の実施等)

第25条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を除く公文書に記録されている個人情報 当該公文書の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録の公文書に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法
- 3 実施機関は、個人情報が記録されている物を開示する場合において、当該個人情報が記録されている物が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第19条の規定による個人情報の部分開示をするときその他相当の理由があると認めるとときは、前項各号の規定にかかわらず、当該個人情報が記録されている物を複写したものにより開示することができる。

- 4 第21条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける場合について準用する。

(手数料)

第26条 前条の規定による個人情報の開示に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 手数料は、個人情報の開示をする際に徴収する。
3 既納の手数料は、還付しない。

4 市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由がある

並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(個人情報の開示の実施等)

第25条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を除く公文書に記録されている個人情報 当該公文書の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

- (2) 電磁的記録の公文書に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

- 3 実施機関は、個人情報が記録されている物を開示する場合において、当該個人情報が記録されている物が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第19条の規定による個人情報の部分開示をするときその他相当の理由があると認めるとときは、前項各号の規定にかかわらず、当該個人情報が記録されている物を複写したものにより開示することができる。

- 4 第21条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける場合について準用する。

(手数料)

第26条 前条の規定による個人情報の開示に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 手数料は、個人情報の開示をする際に徴収する。
3 既納の手数料は、還付しない。

4 市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由がある

と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(個人情報の訂正を請求できる者)

- 第27条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実の記載に誤りがあるときは、その訂正を請求することができます。
2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の方法)

- 第28条 前条の規定により訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に対して提出しなければならない。
(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
(2) 訂正請求をしようとする者が法定代理人等であるときは、本人の氏名及び住所

(3) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(4) 訂正を求める箇所及び訂正の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類を出し、又は提示しなければならない。
3 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該訂正請求に係る個人情報の本人、法定代理人等又は第17条第3項各号に定める者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるとときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることがある。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければ

と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができます。

(個人情報の訂正を請求できる者)

- 第27条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実の記載に誤りがあると認めるとときは、その訂正を請求することができます。
2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の方法)

- 第28条 前条の規定により訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に対して提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
(2) 訂正請求をしようとする者が法定代理人等であるときは、本人の氏名及び住所

(3) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(4) 訂正を求める箇所及び訂正の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類を出し、又は提示しなければならない。
3 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該訂正請求に係る個人情報の本人、法定代理人等又は第17条第3項各号に定める者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるとときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることがある。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければ

ばならない。

(訂正請求に対する決定等)

第29条 実施機関は、訂正請求書が市に提出された日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報を訂正するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をすることができない場合には、訂正請求書が市に提出された日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅延なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、必要があると認めるとときは、実施機関は、訂正に係る個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（個人情報の利用停止を請求できる者）

第29条の2 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報（情報提供等記

ばならない。

(訂正請求に対する決定等)

第29条 実施機関は、訂正請求書が市に提出された日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報を訂正するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をすることができない場合には、訂正請求書が市に提出された日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅延なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、必要があると認めるとときは、実施機関は、訂正に係る個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（個人情報の利用停止を請求できる者）

第29条の2 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報（情報提供等記

条又は第10条の規定に違反していると認めるとときは、その利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

- 2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の方法)

第29条の3 前条の規定により利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に対して提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
(2) 利用停止請求をしようとする者が法定代理人等であるときは、本人の氏名及び住所

- (3) 利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な書類

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該利用停止請求に係る個人情報の本人、法定代理人等又は第17条第3項各号に定める者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

録を除く。)が、第7条、第8条、第10条、第10条の2若しくは第10条の3又は番号法第20条若しくは同法第28条の規定に違反していると認めるときは、その利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができます。

- 2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の方法)

第29条の3 前条の規定により利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に対して提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
(2) 利用停止請求をしようとする者が法定代理人等であるときは、本人の氏名及び住所
(3) 利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な書類

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該利用停止請求に係る個人情報の本人、法定代理人等又は第17条第3項各号に定める者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用停止請求に対する決定等)

第29条の4 実施機関は、利用停止請求書が市に提出された日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をすることができない場合においては、利用停止請求書が市に提出された日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができること。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止する旨の決定をしたときは、利用停止請求に係る個人情報を利用停止した上、利用停止請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により利用停止しない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

第4章 救済の手続

(不服申立て)

第30条 実施機関は、開示決定等、第29条第1項の決定又は前条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(利用停止請求に対する決定等)

第29条の4 実施機関は、利用停止請求書が市に提出された日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をすることができない場合においては、利用停止請求書が市に提出された日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができること。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止する旨の決定をしたときは、利用停止請求に係る個人情報を利用停止した上、利用停止請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により利用停止しない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

第4章 救済の手続

(不服申立て)

第30条 実施機関は、開示決定等、第29条第1項の決定又は前条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第32条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諸問をした旨の通知)

第31条 前条の規定により諸問をした実施機関(以下「諸問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諸問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立て人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第32条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(個人情報保護審査会)

第33条 第30条の規定による諸問に応じ不服申立てについての調査審議等を行うため、審査会を置く。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第32条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諸問をした旨の通知)

第31条 前条の規定により諸問をした実施機関(以下「諸問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諸問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立て人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第32条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(個人情報保護審査会)

第33条 第30条の規定による諸問に応じ不服申立てについての調査審議等を行うため、審査会を置く。

2	審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	2 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	
3	審査会は、第1項に定めるもののほか、個人情報保護制度の運営全般に関する重要事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。	3 審査会は、第1項に定めるもののほか、個人情報保護制度の運営全般に関する重要事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。	
4	前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。	4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。	
	(審査会の調査権限)	(審査会の調査権限)	
	第34条 審査会は、必要があると認めるとときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報が記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報が記録されている公文書の提示を求めることができない。	第34条 審査会は、必要があると認めるとときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報が記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報が記録されている公文書の提示を求めることができない。	
2	諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。	2 審査会は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。	
3	審査会は、必要があると認めるとときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報が記録されている公文書の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。	3 審査会は、必要があると認めるとときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報が記録されている公文書の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。	
4	第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に關し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つてゐる事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に關し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知つてゐる事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	
	(意見の陳述)	(意見の陳述)	
35	審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服	第35条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服	

- 申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるべきではない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

- 第36条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

- 第37条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された前条の意見書又は資料の閲覧を求めることができます。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができます。

(答申書の送付等)

- 第38条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第5章 削除

第39条及び第40条 削除

第6章 個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

- 第41条 第7条ただし書、第8条第3項第5号及び第4項、第10条第1項第4号及び第2項並びに第13条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議するため、審議会を置く。

- 申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるべきではない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

- 第36条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

- 第37条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された前条の意見書又は資料の閲覧を求めることができます。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができます。

(答申書の送付等)

- 第38条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第5章 削除

第39条及び第40条 削除

第6章 個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

- 第41条 第7条ただし書、第8条第3項第5号及び第4項、第10条第1項第4号及び第2項並びに第13条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議するため、審議会を置く。

	2 番議会は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理するものとする。
2	番議会は、前項に定めるもののほか、個人情報保護制度の運営全般に関する重要事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。
3	番議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
4	前3項に定めるもののほか、番議会の組織及び運営に関する重要な事項は、規則で定める。
	第7章 雜則
	(苦情の申出)
3	番議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
4	前3項に定めるもののほか、番議会の組織及び運営に関する重要な事項は、規則で定める。
5	前3項に定めるもののほか、番議会の組織及び運営に関する重要な事項は、規則で定める。
	(苦情の申出)
3	実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。
4	第41条の2 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。
	(国及び地方公共団体への要請)
3	市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対して、協力を求めるものとする。
	(適用除外)
3	この条例は、法令、他の条例その他の定めにより、開示請求に係る個人情報が第25条第2項各号に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合又は訂正についての手続が定められている場合(開示又は訂正の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、適用しない。ただし、当該の定めに一定の場合には開示又は訂正をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
4	この条例は、法令、他の条例その他の定めにより、開示請求に係る個人情報が第25条第2項各号に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合又は訂正についての手続が定められている場合(開示又は訂正の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、適用しない。ただし、当該法例その他の定めに一定の場合には開示又は訂正をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令、他の条例その他の定めにより開示の方法が紙覽であるときは、当該紙覽を第25条第2項第1号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報並びに同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報については、適用しない。

4 この条例は、川西市立中央図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報については、適用しない。
(運用状況の公表)

第44条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について、公表するものとする。
(委任)

第45条 この条例の施行に關し必要な事項は、実施機関が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第46条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第16条第1項の事務の処理に從事している者若しくは從事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された実施機関が保有する個人情報を含む情報の集合物であつて、個人情報取扱事務の目的を達成するために実施機関が保有する特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう(その全部又は一部を複数回して)構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したもの)を含む。)を提供したときは、2年以下の

2 法令、他の条例その他の定めにより開示の方法が紙覽であるときは、当該紙覽を第25条第2項第1号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報並びに同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報については、適用しない。

4 この条例は、川西市立中央図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報については、適用しない。
(運用状況の公表)

第44条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について、公表するものとする。
(委任)

第45条 この条例の施行に關し必要な事項は、実施機関が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第46条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第16条第1項の事務の処理に從事している者若しくは從事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された実施機関が保有する個人情報を含む情報の集合物であつて、個人情報取扱事務の目的を達成するために実施機関が保有する特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう(その全部又は一部を複数回して)構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したもの)を含む。)を提供したときは、2年以下の

懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第47条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た実施機関が保有する個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に屬する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 第33条第2項又は第41条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく実施機関が保有する個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

【略】

懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第47条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た実施機関が保有する個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に屬する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 第33条第2項又は第41条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく実施機関が保有する個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

【略】

別表(第26条関係)

【別記1 参照】

備考

1 1件とは、決裁等の手続等を一にするもの又は個人情報を取り扱う事務について使用している一連のプログラム等により処理されるものをいう。ただし、公簿については1冊をもって1件とし、図

別表(第26条関係)

【別記1 参照】

備考

1 1件とは、決裁等の手続等を一にするもの又は個人情報を取り扱う事務について使用している一連のプログラム等により処理されるものをいう。ただし、公簿については1冊をもって1件とし、図

画については1枚をもつて1件とする。

- 2 閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る公文書の写しを交付する場合においては、当該閲覧及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。
3 写しを交付する場合は、原則として日本工業規格A4列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数の算定については、実施機関が別に定める。

画については1枚をもつて1件とする。

- 2 閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る公文書の写しを交付する場合においては、当該閲覧及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。
3 写しを交付する場合は、原則として日本工業規格A4列4番による用紙を用いるものとし、他の大きさの用紙を用いたときの写しの枚数の算定については、実施機関が別に定める。

【別記1】

手数料の区分	記録されている個人情報の種類	手数料の額
閲覧の場合	電磁的記録を除く公文書に記録されている個人情報	1件につき 300円
写しの交付の場合	電磁的記録を除く公文書に記録されている個人情報	1件につき 300円に1枚につき10円を加えて得た額
規則で定める方法の場合	電磁的記録の公文書に記録されている個人情報	1件につき 300円に規則で定める方法により個人情報を開示する場合に要する費用として規則で定める額を加えて得た額

手数料の区分	記録されている個人情報の種類	手数料の額
閲覧の場合	電磁的記録を除く公文書に記録されている個人情報	1件につき 300円
写しの交付の場合	電磁的記録を除く公文書に記録されている個人情報	1件につき 300円に1枚につき10円を加えて得た額
規則で定める方法の場合	電磁的記録の公文書に記録されている個人情報	1件につき 300円に規則で定める方法により個人情報を開示する場合に要する費用として規則で定める額を加えて得た額